

四半期報告書

(第35期第1四半期)

自 平成21年3月1日

至 平成21年5月31日

株式会社ローソン

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 販売実績	3
2 経営上の重要な契約等	8
3 財政状態及び経営成績の分析	8

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20
2 株価の推移	20
3 役員の状況	20

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	22
(2) 四半期連結損益計算書	24
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	25
2 その他	26

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月15日
【四半期会計期間】	第35期第1四半期（自平成21年3月1日至平成21年5月31日）
【会社名】	株式会社ローソン
【英訳名】	LAWSON, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新浪 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴
【縦覧に供する場所】	株式会社ローソン 本社 （東京都品川区大崎1丁目11番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第34期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 5月31日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
チェーン全店売上高(百万円)	410,268	1,558,781
営業総収入(百万円)	110,041	349,476
経常利益(百万円)	12,098	48,787
四半期(当期)純利益(百万円)	6,105	25,306
純資産額(百万円)	201,837	203,178
総資産額(百万円)	468,352	436,171
1株当たり純資産額(円)	1,965.16	1,983.36
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	61.57	255.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	61.52	254.99
自己資本比率(%)	41.6	45.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	39,390	51,717
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△9,596	△15,647
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△9,875	△14,911
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	103,899	83,981
従業員数(人)	5,376	5,186

(注) チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

連結子会社㈱ローソンチケットは、平成21年3月1日に連結子会社㈱アイ・コンビニエンスを吸収合併いたしました。

連結子会社の㈱九九プラスは、平成21年5月1日に連結子会社㈱バリューローソンを吸収合併いたしました。吸収合併によって消滅した会社は以下の通りです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱バリューローソン	東京都品川区	1,638	コンビニエンスストア事業	100.0	ローソンストア100店舗の運営を行っておりました。
㈱アイ・コンビニエンス	東京都品川区	2,000	電子商取引事業	100.0	携帯電話から商品・サービスの注文を受け、当社店舗において決済及び引渡し等を行っておりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数（人）	5,376（9,574）
---------	--------------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は当第1四半期連結会計期間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数（人）	3,549（3,585）
---------	--------------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は当第1四半期会計期間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【販売実績】

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主な事業内容とし、関連するチケット販売事業、電子商取引事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業を営んでおります。

下記販売の実績は、コンビニエンスストア事業に係るものであります。

a 地域別売上状況（直営店）

地域別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)		備考
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	
北海道	516	1.0	札幌北10条店他11店
青森県	48	0.1	青森青葉店
岩手県	56	0.1	盛岡下太田店他1店
宮城県	945	1.8	仙台長町南店他27店
秋田県	115	0.2	秋田八橋大畑店他2店
山形県	80	0.2	山形警察署前他1店
福島県	39	0.1	郡山西ノ内二丁目店
茨城県	237	0.5	水戸堀町店他5店
栃木県	74	0.1	宇都宮東宿郷四丁目店
群馬県	41	0.1	高崎上中居店
埼玉県	1,834	3.6	与野下落合店他46店
千葉県	2,728	5.3	西千葉店他69店
東京都	18,844	36.7	四谷左門町店413店
神奈川県	7,091	13.8	横浜市民病院前店他151店
新潟県	57	0.1	新潟駅南店
富山県	43	0.1	富山布瀬町店
石川県	58	0.1	金沢本多町三丁目店
福井県	65	0.1	福井サンニの宮通店
山梨県	60	0.1	甲府上阿原店他1店
長野県	130	0.3	長野善光寺下店他2店
岐阜県	471	0.9	岐阜西荘店他10店
静岡県	566	1.1	静岡南安倍店他14店
愛知県	4,081	7.9	豊国通店他108店
三重県	137	0.3	鈴鹿南玉垣店他3店
滋賀県	229	0.4	大萱一丁目店他3店
京都府	1,843	3.6	京都駅前店他41店
大阪府	6,840	13.4	上本町三丁目店他149店
兵庫県	2,161	4.2	本多聞三丁目店他51店

地域別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)		備考
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	
奈良県	94	0.2	新大宮駅前店他2店
和歌山県	85	0.2	J R和歌山駅前店他1店
鳥取県	—	—	—
島根県	94	0.2	松江西津田一丁目店他1店
岡山県	116	0.2	岡山厚生町一丁目店他1店
広島県	274	0.5	広島寺町店他3店
山口県	11	0.0	—
徳島県	63	0.1	徳島中吉野町店
香川県	83	0.2	坂出昭和町店他1店
愛媛県	97	0.2	松山東石井六丁目店他1店
高知県	80	0.2	高知南川添店他1店
福岡県	527	1.0	小倉清水二丁目店他7店
佐賀県	114	0.2	鳥栖養父町店他1店
長崎県	36	0.1	大村古賀島町店
熊本県	55	0.1	熊本八王寺町店
大分県	50	0.1	大分米良バイパス店
宮崎県	58	0.1	宮崎永楽町店
鹿児島県	51	0.1	鹿児島東谷山三丁目店
沖縄県	65	0.1	浦添内間四丁目店
合計	51,368	100.0	

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b 地域別売上状況（加盟店）

地域別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
	売上高（百万円）	構成比率（%）
北海道	17,290	4.8
青森県	6,980	1.9
岩手県	6,174	1.7
宮城県	5,846	1.6
秋田県	5,867	1.6
山形県	2,105	0.6
福島県	3,600	1.0
茨城県	3,996	1.1
栃木県	4,324	1.2
群馬県	2,569	0.7
埼玉県	13,628	3.8
千葉県	12,180	3.4
東京都	40,304	11.2
神奈川県	22,634	6.4
新潟県	3,707	1.0
富山県	4,281	1.2
石川県	3,471	1.0
福井県	3,949	1.1
山梨県	2,507	0.7
長野県	4,668	1.3
岐阜県	4,060	1.1
静岡県	6,472	1.8
愛知県	13,975	3.9
三重県	3,543	1.0
滋賀県	4,801	1.3
京都府	8,781	2.5
大阪府	34,856	9.7
兵庫県	21,753	6.1
奈良県	3,848	1.1
和歌山県	4,951	1.4
鳥取県	4,259	1.2

地域別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)
島根県	3,862	1.1
岡山県	5,076	1.4
広島県	5,734	1.6
山口県	4,180	1.2
徳島県	4,276	1.2
香川県	3,910	1.1
愛媛県	6,313	1.8
高知県	2,382	0.7
福岡県	15,107	4.2
佐賀県	2,157	0.6
長崎県	3,298	0.9
熊本県	3,312	0.9
大分県	5,526	1.5
宮崎県	3,011	0.8
鹿児島県	3,863	1.1
沖縄県	5,491	1.5
合計	358,899	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c 商品別売上状況（直営店）

商品別	当第1四半期連結会計期間 （自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）	
	売上高（百万円）	構成比率（%）
加工食品	24,724	48.1
ファストフード	7,276	14.2
日配食品	13,880	27.0
非食品	5,487	10.7
合計	51,368	100.0

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

d 商品別売上状況（加盟店）

商品別	当第1四半期連結会計期間 （自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）	
	売上高（百万円）	構成比率（%）
加工食品	201,730	56.2
ファストフード	72,351	20.2
日配食品	41,993	11.7
非食品	42,824	11.9
合計	358,899	100.0

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間（2009年3月1日から2009年5月31日までの3ヵ月間）におけるわが国経済は、世界的な景気減速の影響を受け、企業業績の不振による雇用不安や所得減少懸念が継続しており、依然として消費者の生活防衛意識は高く、引き続き節約志向の動きが見られました。

このような状況の中で当社グループは、企業理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」の具現化を目指し、CVS（コンビニエンスストア）事業及びその他の事業を通じたCS（お客さま満足）の向上を実現するため、以下のとおりの施策を実行いたしました。当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、営業総収入は1,100億4千1百万円、経常利益は120億9千8百万円、四半期純利益は61億5百万円となりました。

(CVS事業)

商品面につきましては、年間を通じて注力する商品群として、「フライドフーズ」「デザート」「調理麺」「おにぎり」の商品開発を行い、特に「フライドフーズ」は3月に販売を開始した低価格ながらボリューム感を出したフライドチキンの「Lチキ」が好評を博しました。また、生活防衛志向の高まりに対応し、「ローソストア100」を中心に展開しているPB（自主企画）商品のVL（バリューライン）シリーズを「ローソン」においても拡大して展開いたしました。

販売促進面につきましては、エンタテインメント性をより強化した取り組みを行いました。3月から5月にかけては、『春のリラックマフェア』を展開し、女性のお客さまなど新規顧客の拡大に大きく寄与しました。

サービスにつきましては、ATM（現金自動預入払機）を新たに福島県で導入し、展開エリアは38都道府県となりました。会員カードである「ローソンパス」と「マイローソンポイント」につきましては、積極的な入会促進施策により、会員数の合計は約930万人となり、着実にお客さまのご支持をいただきました。

店舗運営につきましては、本年度の新発注システム導入に伴い、お客さま起点の発注の考え方に基づいた店舗指導を行っております。

出店につきましては当初の計画通りに推移いたしました。また、当社独自の出店基準を厳守し、高収益の見込める店舗開発に努めた結果、新店日販は好調に推移いたしました。

[店舗数の推移]

(2009年3月1日～2009年5月31日)

	ローソン	ナチュラル ローソン	ローソストア100 及びSHOP99	合計
2009年2月28日現在の総店舗数	8,509	93	925	9,527
期中増減	23	-	12	35
2009年5月31日現在の総店舗数	8,532	93	937	9,562

中華人民共和国上海市でチェーン展開しております持分法適用関連会社の上海華聯羅森有限公司の店舗数は、2009年3月31日現在、294店舗であります。

なお、2009年5月1日付けで、連結子会社である株式会社九九プラスは同社を存続会社として、連結子会社の株式会社バリューローソンを吸収合併いたしました。

また、2009年3月13日に、株式会社レックス・ホールディングスとの間で、同社が保有する、コンビニエンスストア「am/pm」を展開している株式会社エーエム・ピーエム・ジャパンの全株式及び債権の譲渡契約（以下、「本取得」という）を締結し、3月30日に取得を実行する予定でありましたが、協議の結果、本取得を見送ることいたしました。

(その他の事業)

当社グループには、CVS事業以外にチケット販売事業、金融サービス関連事業などがあります。

チケット販売事業を営む株式会社ローソンチケットは、主力のコンサートチケットの販売が好調であったことにより、チケット取扱高、営業利益ともに前年実績を上回りました。

なお、同社は2009年3月1日付けで当社グループの株式会社アイ・コンビニエンスを吸収合併し、2009年7月20日付けで株式会社ローソンエンターメディアに商号を変更する予定です。

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などへのATMの設

置台数及び取扱件数が伸長したことにより、業績は好調に推移しました。2009年5月31日現在におけるATMの設置台数は6,257台となりました。

(2) 財政状態

資産は、前連結会計年度末に比べ321億8千万円増加し、4,683億5千2百万円となりました。これは主に、収納代行取扱高の増加などにより現金及び預金が194億1千7百万円増加したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ335億2千2百万円増加し、2,665億1千5百万円となりました。これは主に、収納代行取扱高の増加などにより、預り金が353億9千1百万円増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ13億4千1百万円減少し、2,018億3千7百万円となりました。これは主に、配当金の支払などにより、利益剰余金が18億2千7百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ199億1千7百万円増加し、1,038億9千9百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預り金が増加したことなどにより、393億9千万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出などにより、95億9千6百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、98億7千5百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において新設した店舗は次の通りであります。

提出会社 事業部門の名称：コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）			
			建物及び構築物	車両運搬具及び工具器具備品	土地（面積千㎡）	合計
直営店 丸の内パークビル店 他3店	東京都千代田区他	店舗	64	18	— (—)	83
加盟店 能代昭南町店 他92店	秋田県能代市他	〃	2,212	362	116 (1)	2,691
合計	—	—	2,277	381	116 (1)	2,775

国内子会社

(株) 九九プラス 事業部門の名称：コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）			
			建物及び構築物	車両運搬具及び工具器具備品	土地（面積千㎡）	合計
京島1丁目店 他13店	東京都墨田区他	店舗	142	7	— (—)	149

(注) 1. 当第1四半期連結会計期間中の、提出会社における

増加は、直営店4店、加盟店93店、計97店

減少は、直営店8店、加盟店66店、計74店

直営店から加盟店への変更は24店

加盟店から直営店への変更は25店

であります。

2. 提出会社の加盟店につきましては、提出会社所有の貸与資産についてのみ記載しております。

3. 当第1四半期連結会計期間中に新たに締結した、リース契約による主な賃借設備は次の通りであります。

会社名	設備の内容	リース期間	年間リース料	リース契約高
(株)ローソン	店舗用什器備品類一式	7年	442百万円	3,099百万円
(株)ローソン	店頭情報端末機器一式	7年	602百万円	4,218百万円
(株)九九プラス	店舗用什器備品類一式	5年	61百万円	305百万円

4. 上記異動に伴う重要な従業員数の異動はありません。

5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	409,300,000
計	409,300,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年5月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年7月15日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	99,600,000	99,600,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 100株である。
計	99,600,000	99,600,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成16年5月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	909
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	90,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,320
新株予約権の行使期間	平成18年6月10日～ 平成21年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,320 資本組入額 2,160
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定めた価額を20%以上上回っている場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成17年 5月27日）	
	第1 四半期会計期間末現在 （平成21年 5月31日）
新株予約権の数（個）	1,006
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,160
新株予約権の行使期間	平成19年10月12日～ 平成22年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,160 資本組入額 2,080
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定めた価額の1.1倍以上の場合に限り当社に対して権利行使の申込を行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成17年 5月27日）	
	第1 四半期会計期間末現在 （平成21年 5月31日）
新株予約権の数（個）	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成17年10月13日～ 平成37年 5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	213
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成18年10月27日～ 平成38年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,590
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,053
新株予約権の行使期間	平成20年10月28日～ 平成23年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,053 資本組入額 2,336
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成19年9月6日～ 平成39年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,427
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	420
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	42,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,949
新株予約権の行使期間	平成21年9月7日～ 平成24年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,949 資本組入額 2,173
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月16日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	264
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日～ 平成40年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,739
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月16日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,174
新株予約権の行使期間	平成23年1月18日～ 平成25年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,174 資本組入額 2,878
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年3月1日～ 平成21年5月31日	—	99,600	—	58,506	—	41,520

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社及びその他共同保有者3名から平成21年3月16日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年3月9日現在で3,877千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾1-1-39	1,300	1.31
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	1,367	1.37
パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	525	0.53
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1	683	0.69
合計		3,877	3.89

当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社及びその他共同保有者1名から平成21年4月22日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年4月15日現在で7,074千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー	6,665	6.69
エフエムアール エルエルシー	米国 02109 マサチューセッツ州ボストン、デヴォンシャー・ストリート82	409	0.41
合計		7,074	7.10

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成21年2月28日）現在の株主名簿に基づき記載しております。

①【発行済株式】

平成21年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 432,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 99,161,000	991,610	—
単元未満株式	普通株式 7,000	—	—
発行済株式の総数	99,600,000	—	—
総株主の議決権	—	991,610	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、900株（議決権の数9個）含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、自己株式が15株含まれております。

②【自己株式等】

平成21年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	432,000	—	432,000	0.43
計	—	432,000	—	432,000	0.43

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月
最高（円）	4,280	4,140	4,170
最低（円）	3,580	3,640	3,750

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	101,903	82,486
加盟店貸勘定	26,131	21,376
有価証券	6,799	5,299
商品	4,980	5,292
未収入金	24,445	26,692
繰延税金資産	3,208	4,061
その他	10,010	9,692
貸倒引当金	△151	△140
流動資産合計	177,327	154,760
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	175,306	173,747
減価償却累計額	△81,482	△79,425
建物及び構築物(純額)	93,824	94,321
車両運搬具及び工具器具備品	61,790	61,920
減価償却累計額	△48,839	△48,462
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	12,951	13,458
その他	15,919	7,219
減価償却累計額	△289	
その他(純額)	15,629	7,219
有形固定資産合計	122,404	114,999
無形固定資産		
ソフトウェア	27,778	26,586
のれん	5,251	4,851
その他	463	464
無形固定資産合計	33,492	31,902
投資その他の資産		
長期貸付金	27,379	27,422
差入保証金	85,544	85,357
繰延税金資産	15,118	14,544
再評価に係る繰延税金資産	180	180
その他	9,256	9,410
貸倒引当金	△2,352	△2,406
投資その他の資産合計	135,127	134,509
固定資産合計	291,025	281,410
資産合計	468,352	436,171

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	83,853	77,215
加盟店借勘定	957	822
1年内返済予定の長期借入金	816	816
未払法人税等	3,622	9,455
預り金	94,235	58,844
賞与引当金	1,838	3,199
ポイント引当金	1,051	933
その他	23,832	30,517
流動負債合計	210,207	181,804
固定負債		
長期借入金	998	1,152
退職給付引当金	5,305	5,050
役員退職慰労引当金	191	201
長期預り保証金	41,231	42,440
その他	8,580	2,344
固定負債合計	56,308	51,188
負債合計	266,515	232,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,506	58,506
資本剰余金	41,520	41,520
利益剰余金	97,482	99,310
自己株式	△1,712	△1,712
株主資本合計	195,796	197,624
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△43	△28
土地再評価差額金	△969	△969
為替換算調整勘定	98	59
評価・換算差額等合計	△914	△937
新株予約権	279	274
少数株主持分	6,676	6,217
純資産合計	201,837	203,178
負債純資産合計	468,352	436,171

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
営業総収入	110,041
売上高	51,530
売上原価	38,335
売上総利益	13,194
営業収入	
加盟店からの収入	46,501
その他の営業収入	12,009
営業収入合計	58,510
営業総利益	71,705
販売費及び一般管理費	※ 59,508
営業利益	12,197
営業外収益	
受取利息	165
その他	206
営業外収益合計	371
営業外費用	
支払利息	45
リース解約損	317
その他	107
営業外費用合計	470
経常利益	12,098
特別利益	
持分変動利益	625
その他	2
特別利益合計	628
特別損失	
固定資産除却損	834
減損損失	1,354
その他	603
特別損失合計	2,792
税金等調整前四半期純利益	9,933
法人税、住民税及び事業税	3,251
法人税等調整額	156
法人税等合計	3,407
少数株主利益	420
四半期純利益	6,105

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	9,933
減価償却費	5,751
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	255
受取利息	△165
支払利息	45
減損損失	1,354
固定資産除却損	600
その他の損益 (△は益)	△1,253
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,755
未収入金の増減額 (△は増加)	2,253
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,772
未払金の増減額 (△は減少)	△8,179
預り金の増減額 (△は減少)	35,391
預り保証金の増減額 (△は減少)	△1,208
その他の資産・負債の増減額	1,363
小計	48,159
利息の受取額	164
利息の支払額	△44
法人税等の支払額	△8,889
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,390
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1,500
有価証券の取得による支出	△299
有価証券の償還による収入	800
有形固定資産の取得による支出	△5,416
短期貸付金の増減額 (△は増加)	△218
無形固定資産の取得による支出	△2,314
関係会社株式の取得による支出	△100
その他	△547
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,596
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△154
リース債務の返済による支出	△1,747
配当金の支払額	△7,933
その他	△40
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,875
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	19,917
現金及び現金同等物の期首残高	83,981
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 103,899

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 平成21年3月1日に連結子会社である㈱アイ・コンビニエンスは、連結子会社である㈱ローソン・チケットが存続会社として吸収合併をいたしました。 平成21年5月1日に連結子会社である㈱バリューローソンは、連結子会社である㈱九九プラスが存続会社として吸収合併をいたしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 6社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 たな卸資産については、従来、主に売価還元法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主に売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じる会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べて、リース資産が有形固定資産に7,927百万円、リース債務が流動負債に1,218百万円、固定負債に5,694百万円計上されております。なお、損益に与える影響は軽微であります。 また、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
※販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	1,367百万円
ポイント引当金繰入額	1,048百万円
従業員給料及び賞与	10,929百万円
賞与引当金繰入額	1,600百万円
地代家賃	17,065百万円
賃借料	3,755百万円
減価償却費	4,474百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	101,903百万円
有価証券勘定	6,799百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△1,504百万円
預入期間が3ヶ月を超える債券等	△3,299百万円
現金及び現金同等物	103,899百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,600千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 432千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 279百万円

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第1四半期連結会計期間末残高は、19百万円です。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月26日 定時株主総会	普通株式	7,933	80	平成21年2月28日	平成21年5月27日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

著しい変動はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

当社グループの事業は、フランチャイズ・ストアを主としたコンビニエンスストア事業であり、同事業の営業総収入、営業利益の金額は全セグメントの営業総収入の合計額及び営業利益の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高には前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年5月31日)

著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年5月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
重要性がないため、記載を省略しております。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第1四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
1株当たり純資産額 1,965.16 円	1株当たり純資産額 1,983.36 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	61.57 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	61.52 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	6,105
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,105
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,167
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	80
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 7 月10日

株式会社ローソン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	鈴木 欽哉	印
----------------------------	-------	-------	---

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	森田 浩之	印
----------------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。